

FORMULA GYMKHANA ・レギュレーション (STUDENT RD)

目次

- 1.運営管理
- 2.公式会議
- 3.資格
- 4.参加条件（服装、着用品）
- 5.参加条件（車両規定）
- 6.参加志願（エントリー）
- 7.行動と振舞い
- 8.一般のシリーズ規則
- 9.旗信号
- 10.抗議
- 11.技術検査
- 12.タイヤ(全クラス共通)
- 13.シートベルト規則(全クラス共通)
- 14.FORMULA GYMKHANA の勝敗

1.運営管理

FORMULA GYMKHANA（競技イベント）は、Formula Drift Japan を運営する MSC（株）に属する。

これらのイベントの管理は MSC（株）に既存する。

2.公式会議

・MSC（株）の代表及び実行委員会メンバーはこの FORMULA GYMKHANA 基本規則の解説や FORMULA GYMKHANA における問題に関するどんな公式会議、公聴会にも出席する。

(1) ルールの承認

・全ての人、チーム、会員、FORMULA GYMKHANA のイベントを実行する権利を与えられた競技委員や、その権利を求める主催者、FORMULA GYMKHANA の参加者は以下のことを厳守する。

・ルールを理解する。

・無条件で規則に従う。

・FORMULA GYMKHANA レギュレーションに書かれている内容以外の法的な償還請求を持つ権利を放棄する。

(2) 操作権威

・レースイベントで運営委員は、イベント全ての運営管理を行う権威をもつ。

(3) ルールの解釈

- ・FORMULA GYMKHANA のオフィシャルルールの裁定は最終的で拘束力がある。本大会競技を進行するにあたり発生した問題は、迅速にかつ確実に解決するため、参加者及びオフィシャルを含む大会関係者は以下のことに必ず同意する事。
- ・FORMULA GYMKHANA のオフィシャルが下した判決や決断は法廷で争えない。
- ・FORMULA GYMKHANA に対して訴訟を起こすことは出来ない。また FORMULA GYMKHANA に代わって判決を破棄する、修正するなどの行為は出来ない。
- ・この規定の違反者が、それに対し訴訟を起こす場合は、FORMULA GYMKHANA、または FORMULA GYMKHANA のパートナー、代理人、会社に全ての費用（訴訟を起こす費用、旅費、弁護士代）を賠償することに同意する。また訴訟が終わるまで FORMULA GYMKHANA の特権は一時停止する。
- ・MSC（株）及び FORMULA GYMKHANA 実行委員会メンバーは、FORMULA GYMKHANA のルールや本規約内の内容等をいつでも変更、修正する権威を持つ。
- ・毎年大会の第1戦受付までに、その年のルールと規則を見直す。

3.資格

FORMULA GYMKHANA 競技は日本全国の大学公認 体育会自動車部部員に限る（ただし当大会組織が学校と連携して認めた場合は出場可能）。

(1) 参加資格

全てのドライバー、ピット内や任意の危険の場所で働く人は18歳以上の者とする。

ただし、MSC（株）に対して親権者が所定の書類を提出・申請してMSC（株）より出場の承認を得た場合は第一種普通自動車免許証を有していない18歳以下でも選手として出場することが出来る。ただしサーキットまでの参加車両の移動は必ず第一種普通自動車免許証を有しているもので行うこと。

※これらの参加資格は規定集の内容を違反するといつでも出場を取り消される可能性がある。

4.参加条件（服装、着用品）

- ・フルフェイス（4輪用 FIA 承認のもののみ使用可）のヘルメットを着用する事。
- ・レーシングスーツ（FIA 認証の耐火スーツが好ましい）、レーシンググローブ、レーシングシューズを着用することが好ましいが、綿素材の長袖、長ズボンでも可。（科学繊維製のものは着用不可）ノメックス製などのアンダーウエアやフェイスマスク等、安全に関する装備を着用することが好ましい。

5.参加条件（車両規定）

- ・基本的にワンメイク車両を大会事務局側で準備し、その車両を抽選によって振り分け貸与

する。

6.参加志願（エントリー）

・2024年度は主催側が書類選考により選抜した大学のみで地方戦を3大会、全国大会を1大会行う。

(1) 運用規約の適用

運用規約はFORMULA GYMKHANA 活動時に適用される。但し、テスト日、設営時、打ち合わせ時、コンペティションイベント、デモンストレーションイベント時は適用されない。

(2) エントリー

エントリー者はFORMULA GYMKHANA のエントリーフォーム（ルール）と過程に従わなければならない。

(3) エントリーの拒否

不採用の通知は出来る限り早くエントリーフォームに記載された住所へ、イベント開催日の遅くとも5日前までに送付される。MSC（株）はエントリー者の行いやエントリー者の提携する団体が不適切でありイベントを盛り上げられない者とみなすとエントリーを拒否することもある。

※MSC（株）は理由を述べることなく自己判断で志願を拒否する権限をもつ。

(4) エントリーの虚偽

嘘や偽りが発覚するとエントリーは無効になる。このような志願者は規定に違反したと見なされエントリーフィーは罰金となり返金されない。

- ・イベント進行中に、虚偽が発覚した場合、その時より参加取り消しとなる。
- ・イベント終了時に発覚した場合、その時の戦績も無効になる。

(5) エントリーの条件付の承認

ジムカーナ競技であるFORMULA GYMKHANA は、車やドライバーのエントリーの承諾、拒否をする権限を持つ。疑わしい場合は主催者によるFORMULA GYMKHANA へ参加を承認されない限り出場を許されない。

7.行動と振舞い

(1) パドック、コース IN、OUT

・ドライバーやクルーメンバーそのほかの関係者の行動でFORMULA GYMKHANA 及びその主催関係者、観客が危険にさらされたと思われた場合、その度合いによって相応の罰金を支払う。またはそれと同時に全てのFORMULA GYMKHANA の主催するイベントの参加権を奪われる。

・全てのドライバーとチームは常に安全を心がけていなければならない。また周囲の環境、人、行動、車、設備に感心をもち、注意をはらう必要がある。FORMULA GYMKHANA はこのような違反行動を見直し変更する権利を保有する。

(2) 関係者、競技員の態度

・FORMULA GYMKHANA 競技に出場するドライバーやチームメンバーは競技運営者や競技員にパフォーマンス、レース操作、競技に関するどんな問題についても議論する権利をもつ。

・チーム監督またはドライバーは、FORMULA GYMKHANA 活動中、常にチームの代表としての責任がある。ドライバー、クルー、チームのメンバー、彼らの代理を務める者はスポーツマンシップを意識して行動すること。

・主催者や競技員に不適切な態度を行ったドライバーやチームのメンバーは下記のような罰則を受ける。

A 1 回目違反＝注意を受ける、1 万円以下の罰金、MSC（株）より一定の期間審査。

B 2 回目違反＝注意を受ける、3 万円以下の罰金、人物・事件の審査、減点

C 3 回目違反＝ドライバー、チームの大会資格剥奪。

※極端な不正行為の場合には、MSC（株）は必要であると考えられるいかなる行動を取る権利を保有する。

(3) アルコール、麻酔剤

・イベントが終了するまで、飲酒や覚せい剤等の使用が禁止されている薬物は医師の処方等があっても禁止する。

・FORMULA GYMKHANA 主催者は、血液検査、尿検査やそれ以外の検査を参加者自身の負担で参加者に検査を要求する権限がある。そのような検査を拒否したり検査結果を提出しないと罰金または、イベントから追放される。

8.一般のシリーズ規則

(1) オフィシャル

すべての FORMULA GYMKHANA は MSC（株）によって任命された人、代理店、会員によって運営される。これらの人や代理になる人は MSC（株）により承認を得た者である。直接的に運営管理を行う者は次に示す。

－大会実行委員会員

－競技員

－スターター

－運営進行員

※これらの人やアシスタントはオフィシャルである。彼らは予定されたセッション前からイベントが終わるまでオフィシャルとしての役割は主催者の許可がない限り有効である。オフィシャルでない人もイベントの主催者、会員、チーム、ドライバー、オフィシャル、スポンサーと（話し合いや討論）が出来る。

(2) 行為

すべてのオフィシャルは、厳格に行動するよう努力する。これらを反するとオフィシャルとしての資格を失うか FORMULA GYMKHANA で決められた罰金を払う。またオフィシャル

ルの行動がオフィシャルとしてふさわしくないと判断されると MSC（株）のイベントに参加できない。

(3) 競技委員長

競技委員長は競技、運営管理における最高責任者である。

(4) 競技員

- ・ 競技員は MSC（株）によって承認される。
- ・ 競技員は MSC（株）によって決められた評価基準によって罰則などを規定する。

(5) FORMULA GYMKHANA 実行委員会の承認

- ・ FORMULA GYMKHANA 実行委員会は技術的な規則を参加者に強制できる権威を持つ。実行委員会は必要があれば即座にルールを修正したりつけ加えたりすることが出来る。
- ・ 実行委員会は、車の状態を確かめるために車の分解や点検、検査を要求できる。
- ・ 実行委員会は、ルール違反の車両に適切な処理を行う権限を持つ。
- ・ 実行委員会はすべての車両がルールに順応した安全な設備を備えていることを確認する。
- ・ 実行委員会は拒否権を持つ。もしチームがルールの意図を超えて車両を準備するものだと解釈するなら、実行委員会はその準備を拒否否認できる。
- ・ 実行委員会はドライバーや参加者、クルー、メンバー、チームメンバー、オフィシャル、関係者を認し手続きを行う権利がある。

(6) スターター

- ・ スターターは常に主催者とコミュニケーションを図りながら、直接主催者の監督の下行動する。
- ・ ドライバーは競技が終わり、車がコースから出るまで、車のスタート位置などスターターの指示に従う。

(7) チームの代表

- ・ それぞれのチームは代表者を一名任命する。チームの代表は、チームのクレデンシャル内容の変更や付け加え、エントリーの撤回など、イベント中に代表が変更になる場合は、FORMULA GYMKHANA 実行委員会に報告する。
- ・ 基本的に申請がない限りチーム代表はドライバーとする。

(8) 会議出席

- ・ FORMULA GYMKHANA のオフィシャルはドライバー／チームのマネージャーを集め様々な会議を行う。これらの会議で競技に関する新しいルール、規則などを報告する。もしくは、登録メールへの BCC での変更内容開示をもって報告することも容認される。
- ・ ドライバーとチームマネージャーはイベントの補足規則の概要を述べる会議には出席する権利を有する。ただし会議参加の可否は自己管理の元行い、出席しない場合は、FORMULA GYMKHANA 実行委員会で決定された補足事項に従う。
- ・ MSC（株）の承認なしに欠席すると相応な罰金を支払う義務がある。また会議や約束に遅刻した場合も刑罰や罰金を与える。

(9)ペナルティの範囲

・参加者、ドライバー、オフィシャル、チームメンバー、関係者、FORMULA GYMKHANAの規定やルールを破った者、FORMULA GYMKHANAに偏見を持つ様な態度や詐欺を行った者、賄賂を渡そうとしたり、MSC (株) に携わる人々イベントに悪影響を与えた者はペナルティを受ける。

★警告

★罰金

★執行猶予

★資格停止

★イベントから退場

★除外

★失格

★減点

★結果変更

★上記の組み合わせ

★その他

(10) ピット、パドック、コースルール

・ピット内の人にはイベント中適切な装いをしなければならない(足を覆い隠す靴、長ズボン、長袖、サンダルやクロックスなど足先を保護できない履物は禁止)。

・ピット内及びコース内などの危険エリアに立ち入って作業を行うものは、主催者に事前の申請を行い許可が必要となる。

・有効な MSC (株) のスタッフパスをもった人のみ立ち入り禁止地域の立ち入りが許される(立ち入り可能地域は、そのパスの種類によって異なる)。

・決められた場所以外での喫煙は許されない(開催場のローカルルールに準ずる)。

・主催者はピットライン、パドック、コース、ルール、手順に関する最大の権限をもつ。ピットインルールの違反を犯した場合の罰則が適用される。

・グリッド(スタートライン)にいったん着いた車両はオフィシャルの判断無く、エンジンの押し掛けをしてはならない。ただしオフィシャルの判断でオフィシャルが行った場合は除く。

・競技委員長は、油の流出など様々な理由などで他の競技者に危険を犯すと判断するとその車をコースから外すよう命令することができる。

・競技中に、部品欠落や事故などで走行が困難と判断された場合、競技進行上やむを得ずレッカーやフォークリフトなどの重機によってコース内より撤去することができる。その際、注意は払うが万一車両にダメージなどを与えてもその責任は主催者、オフィシャルともに請求できない。

・グリッド、スタート地点で燃料を補充することは禁止である。

- ・大きな事故は燃料補充中に起きやすい。燃料補充は十分周りに注意を払って行なう。
- ・燃料などの給油の場合、即時対応できるように消火器などを構えた状態で作業を行う。
- ・燃料など可燃物は引火の可能性があるものから離して十分注意して保管する。
- ・FORMULA GYMKHANA では選手及びチーム員は大会中に給油は行わない。
- ・基本的にピットやコース内などの危険エリアに入る場合、許可が必要で、許可の無いものが立ち入った場合、その違反者の関係するチームに対しても罰則を与えることもある。

(11) ルールと詳記の変更

MSC (株) はルール、規定、詳記を報告書によって変更できる権威をもつ。報告書は E-mail で競技者やスタッフに送付される。

9.旗信号

・以下のような信号はドライバーに様々な状態を知らせる。一般的に布地の旗が使用されるが、代わりにボードやライトが使われる事もある。動きのないライトの光は旗を静止した合図、点滅した光は旗を振っている合図と同等である。

※旗信号を厳守し、無視や見落としなどの行為を行なった場合、罰則を与える。

(1) 緑旗

・この旗は、コースが走行可能であることを示し、1本あるいはそれ以上の黄旗表示が必要となった事故現場の直後のポストで振動表示される。競技長がその必要があると判断すれば、ウォーミングアップ走行のスタート、あるいは予選のスタートの信号として使用する事もある。

(2) 黒旗

・主に違反行為(ペナルティやフラッグ無視など)を犯したドライバーに対して振られる旗。黒旗を振られたドライバーは失格となり即時ピットに戻らなければならない。競技中ミスコースした場合にも振られる。

(3) オレンジボール旗

・旗を振られたドライバーに対し車両に機械的破損があり、そのドライバー自身あるいは他のドライバーに危険をもたらす事があり得る事を知らせる。旗を振られたドライバーは次の周回時に自己のピットに停止しなければならない。

・競技委員長が承認できる程度まで機械的破損が修理された場合は、競技に復帰できる。

(4) 黄色旗

これは危険信号であり、ドライバーに対し意味に応じて次の2通りの方法で表示される。

1本の振動：速度を落とし、追い越をしない事。進路変更をする準備をせよ。コースわきあるいはコース上の一部に危険箇所がある。

2本の振動：速度を落とし、追い越をしない事。進路変更する、あるいは停止する準備をせよ。コース全面的または部分的に塞がれているような危険箇所がある。

※使用コースの状況により、1本振動の黄色旗で対応する場合もあるため FORMULA

GYMKHANA においての黄色旗は、1 本振動も 2 本振動も同等の意味合いとする。

黄旗に関しては、競技中パイロンタッチや脱輪した場合にも振られる。

(5) 赤旗

・コース走行の中止が決定された時、スタートラインにおいて振動表示される。サーキット上の全てのポストもまた赤旗を振動する。コースを閉鎖するに、赤旗は競技長またはその代理人によって表示される。

・本競技におけるスタート時にフライングした場合にも赤旗が使用される。

(6) 赤の縦縞のある黄旗

・旗の後の区間内のコース上にオイルまたは水があるために粘着性が低下している箇所があることをドライバーに知らせるために使用され、不動表示される。表面が正常に復帰しない限り（状態にもよるが）、少なくとも 4 周回の間表示される。

(7) 白旗

この旗は振動表示され、ポストの管理下にあるコース区間に相当低速な車両が存在している事をドライバーに示すために使用される。

(8) 赤白斜線旗 始め/終わり時

・コース内に緊急車両。

(9) 黒と白とチャックの赤旗

・練習時間、資格のある練習やレース。

(10) 黒と白のチェッカー旗

走行の終了を意味する。

10.抗議

(1) 苦情

・参加者からの苦情を受けたら、その事実を MSC（株）事務局に知らせる。

・事務局は対処可能であれば直ちに対処法を決定する。そうでない場合は競技運営者へ知らせる。苦情者は即座に問題解決を期待しているとは限らないので苦情の対応、返答が遅れて良い。

・苦情は事務局の義務であるイベント、参加者の安全管理を邪魔できない。

(2) 異議申し立て

・異議申し立ては書面にて行う。

・異議申し立ては主催者のみに対して行う。

・エントリーや参加者、ドライバー、車体の有効性に対しての異議申し立てはそのラウンドの始まる 4 時間前までとする。

・競技中に起こったミスや違反問題はその問題が起こってから 30 分以内とする。

・競技の結果に関する異議申し立ては走行が終わってから 30 分以内とする。

・オフィシャルの行動に対する異議の申し立てはその行動があってから 30 分以内とする。

- ・競技委員長が承諾した書面の異議申し立ては時間を許す限り討論される。運営・管理上で重要なことであれば異議申し立ての討論より優先して行う。

(3) 公聴会抗議

- ・競技委員長または任命された人は異議申し立てを聞いた後、出来るだけ早く判定を下す。
- ・競技委員長の決断は最終である。
- ・異議申し立ては理由のあるもの、論理的なもの、また証拠に基づいたものであること。しかし、このような異議申し立ても否定されることもある。

11.技術検査

(1) イベント検査

- ・それぞれのイベント開始時、テクニカルマネージャーか、代わりに任命された人は参加車両の点検を行う。車両貸し出し時、車両返却時の2回車両チェックを行う。

(2) チームの代表

- ・検査の間、チームのメンバー1名が付き添う。

(3) 眼鏡

- ・眼鏡は安全な素材で作られたものを着用する。

(4) 座席

- ・FIA、SFIなどに公認された期限内の安全性の高いバケットシートの使用。大会側より貸与する。シートベルトも大会側より貸与する。

(5) 車体&サスペンション&フレーム（全クラス車両）

- ・純正形状の形式を使用する。

(6) エレクトリカルシステム

- ・ヘッドライト、ブレーキライト、テールライトは、正常に機能しなければならない。

12.タイヤ

(1) FORMULA GYMKAHANA の使用タイヤ制限

- ・本大会はワンメイクタイヤによって開催される。大会より貸与する。

13.シートベルト規則

- ・全ての参加者ドライバーはドライバー抑制システムを活用しなければならない。
- ・FORMULA GYMKAHANA の参加者はレース中や練習走行中は、4点式または5点式以上のシートベルトのどちらかを、使用しなければならない。FIA 認証でなければならない。使用期限内のものでなければならない。
- ・シートベルトの取り付けはアイボルトを使用し、必ずボディにアイボルトを取り付けること。

(図 1、2 参照)

- ・製造年月日より 3 年以内のシートベルトの使用が必須。

14.FORMULA GYMKHANA 競技方法について

- ・ 1 チームあたりドライバーは 3 名のチームでなくてはならない。

3 名の合計タイムを採択し競技の順位を決定する。ただし 3 名の中になるべく 1 年生を入れることが好ましいが、規則では無い。

悪天候など大会進行が厳しいと判断され中止などを余儀なくされた場合も
FORMULA GYMKHANA に定めた規則に従う。よって FORMULA GYMKHANA の
規則も参加者は必ず熟読し理解したうえで参加することが必須である。